

明治28年島根県の「婆々講」事件について(2)

— 明治期における類似保険の実態(3-2) —

“Pseudo-Insurance” in Shimane Prefecture, 1894

田村 祐一郎*

Yuichiro Tamura

明治28年夏から10月中旬にかけて島根県下一円を類似保険会社が席卷した。新聞の広告欄は地方の重要な情報交換の場であったが、8月以降、類似保険会社の広告が紙面の3分の2を占めた。広告の主な内容は登記公告、営業案内と規約改定通知、共済金受領、さらに会社との無縁宣言であった。本稿は、これらの広告の分析を通じて類似保険の実態に接近する。

キーワード: 類似保険広告 出張所 共済金受領 無縁宣言広告

I. 緒論

前稿では¹⁾、島根県における類似保険会社ブームの発端から隆盛を迎えた10月までを描写した。本稿では、引き続き同じ期間について類似保険ブームの実態を明らかにする。

『山陰新聞』は経済紙と見紛うくらいに経済関連記事が多い。しかし、明治28年は日清戦争と重なり、紙面の多くはこれに割かれた。また、同年9月には島根県に大水害が起こり、それに関する報道や義捐金募集の記事が増えた。この期間中、チラシ大の別刷りが添付されたが、本紙は4ページ建てが続き、県内外の出来事に関する記事量は大幅に減った。28年9月中旬以降には2ページ建て本紙大の「附録」が計7回ほど添付されたが、紙面はすべて広告に充てられ、しかも一回を除いて附録の広告の大半は類似保険会社によるものであった。広告欄はそれ自体が明治社会史の一コマとして興味深い。それとともに類似保険関連の広告がこの騒動の性格を知る有力な素材になることを明らかにしたい。

以下、本文中の「 」内は会社名である。「合資会社」の呼称は省いた。[]内は『山陰新聞』の記事および広告の掲載年月日である。年代は西暦でなく明治を用いたが、明治の表記は省いた。傍点は特に断らない限り引用者による。引用文には原則として句読点を付けていない。漢字と送り仮名は、出来る限り、原文の忠実な再現に努めた。引用文中の◇は原文の不鮮明な箇所を示す。

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1

Ⅱ. 地方紙と広告欄

1. 広告一斑

『山陰新聞』の4ページ目は、他の地方紙と同様に公告と広告に充てられている。1ページに約30件前後の広告が掲載されていたが、内容や形式、大きさは千差万別である。逆向きや横向きに印刷された広告は、印刷ミスでなく、目立つように故意に印刷されたのであろう。

紙面上部を中心に県市町村の広報・公報が掲載された。県による河川工事や商品購入の入札募集、官庁の「特別任用試験」、小包郵便料、各種公立学校の生徒募集など。「行旅死亡人々相書」や「溺死人漂着広告」には人相や特徴が書かれていた。次は「棄児広告」である。「右八石見国那珂郡…国道ノ傍ニ本月五日遺棄セラレ居候條心当ノ者ハ当役場へ申出ヘシ」。

当然、商品・販売広告が多い²⁾。「なんでも安売」「松茸竹の子缶詰発売」「和小間物るい」「軍艦御用陸軍御用 地球印薬用葡萄酒」「伏見直伝練羊羹長崎直伝カスターラ」「独逸眼鏡及義眼」「かうもりかさ安売」「夏切茶荷着」など。「日本一手特約輸入・生命財産保護之最良器 護身用新形 猟銃及拳銃各種大販売」はピストルの絵入り広告である。銃器規制はなかった。書籍・雑誌・絵画の広告も多い。「大隈伯昔日譚 … 発行所 立憲改進黨々報局」「日清戦争従軍記」、雑誌「太陽」など。

「長命丸」「はやりかせはしか妙薬」「世界無類の一大靈薬・中風の妙薬」「目薬之大王」は医薬品の広告である。「可驚毛髪必生剤 効能立所不思議薬」は毛生え薬であり、「美人石鹸 一名つやたまこ」は化粧品である。

「医術開業試験及第生徒広告」は内務省第1期医術開業試験の合格者名を医学専門学校済生学舎の名で発表したもの。当時は自然災害の被災者や出征軍人のための義捐金募集と、それに応じた義捐金拠出者名簿が掲載されている。例えば「火災義捐広告」「在朝鮮帝国軍人慰勞物品購入義捐金人名」。

職工男女、看守、通信教育生、大阪染物会社講習部、東京専門学校、新聞特約店、生保会社の「被保人」「乳母入用 望ノ者ハ至急申込ムヘシ」「和田守記憶術」などは募集広告である。次の広告は訝しい。「金もうけ 流行的内職にあらず新奇有益なる極(ゴク)出(デ)き易き内職にて材料は何所にも沢山在る廢物に均し自宅に居ながら一日 20 錢以上を得る 遠近自宅男女職生大募集 希望者郵券 6 錢送れば見本及事業法方書を送呈し製品買取を約す保証金等いらす 実業勸励所」。

選挙が近付くと特定の候補者を支持し、決意表明を行う広告が現れる³⁾。「吾々一同團結シテ自由党员恒松隆慶君ヲ第四区衆議院議員候補者ニ推薦スルヲ誓フ」「県会議員ノ候補ヲ辞シ嚴正中立ノ地位ヲ保ツ」。

「旧卒業生二告ク 島根県第一尋常中学校」は同窓会の開催通知広告である。「仏教大演説会」や「天満宮大祭 24 日 25 日両夜境内ニテ千式百燭光の電気燈三基を点し一大不夜城とす」は催し物の広告である。

死亡・追悼・会葬の通知や御礼の広告がある。「昨夜新町の火災に付ては世間往々拙宅を火元のやう噂さるる向きある由にて当家の迷惑一方ならず現に其筋へも判明せる如くまったく火元は当家の隣家永井権蔵方に之れあり当家は不幸類焼せるに過ぎず候間一応新聞紙上を以て広告仕り置き候也」。弁解の広告に対して同じ日に「昨夜近火ノ際ハ迅速御見舞ヲ蒙リ御厚情ノ段拝謝ス」という近火見舞御礼広告 10 件が掲載されている。「実印紛失広告」「送金手形紛失広告」などの通知が見られる。「代言人開業」「海浴場開場」「酷暑中歯科治療時間」「生儀感スル所アリ這般松江病院医員ヲ辞シ自今自宅開業致候此段病客諸彦ニ謹告ス」などは開店・開業広告である。

私事を伝える広告は多種多彩である。「本日出発上京致候」「本日帰宅仕候」「拙者儀先般養澄川家ヨリ実家ニ復籍ス尚所感アリ向七ヶ年間青年社会ノ交際ヲ絶ツ此段諸君ニ告ク」「陰石巡回中辱交諸君の厚意を謝す」「私義今般都合ニ因り親戚へ協議ノ上坂原虎次郎ヲシテ拙者ノ総理代人タラシメ自今拙者ニ係ル公私百般ノ事務ヲ処弁セシメ候間此段広告致置候也」「生義本日出発上阪候ニ付テハ一々拜謁御暇乞可申上ノ処旅装忽々ノ際欠礼仕候ニ付乍略儀新紙ヲ以テ御断申上候也」「病氣ノ為メ辭職本日帰松 浜田地区辱知諸君へ一々御暇乞可申上ノ処其意ヲ果ス能ハス欠礼仕候間茲ニ御断申上候」。「関東地方漫遊ノ処帰国ス」と「今般家事ノ都合ニ依り阿井村々長ヲ辞ス」は同一人の名で並べて出されたが、何があったのであろうか。「生義今般志々村村長満期ニ付キ退職致シ候間此段辱知諸君へ拜告仕候也」。その他、改名・全快・転任に関する通知がある。

「生等先キニ薬品騙取故買ノ嫌疑ヲ受ケ未決監入監中ノトコロ昨日無罪ノ宣告ヲ受ケ青天白日ノ身ト成タリ此段辱知諸氏ニ謹告ス」。無実の証しの喜びが行間に見える。

禁酒宣言が載っている。「先般来節酒罷在候処衛生上大ニ得ル所アリ依テ自今断然禁酒禁烟ヲ実行致候間辱知諸君ニ謹白ス」[27.4.6]。「感スル所アリ三ヶ年間禁酒ス」。広く宣言して励みにするとともに、酒席を避ける意味があったのであろう。

騙り者を警告する広告がある。「小生ノ名義ヲ以テ飯石地方ヲ徘徊治療シ薬価前集スル騙者アル趣ナレバ之ニ欺カルルナカラコトヲ敢テ該地方ノ諸君ニ告ク 同仁医館主」。「近頃私方手代ノ名義ヲ以テ所々ヲ徘徊シ不正ノ事ヲ為ス者有之趣ナレドモ私ニ於テハ毫モ関係無之義ニ付此ニ広告致置候」。実名を挙げて「兩人共従来雇入之処都合アリ明治 26 年 4 月 30 日限り解雇爾後何事モ一切関係無之候依テ廣告ス」。これは解雇通知である。

銀行や株式会社の営業報告が掲載されている。(株)松江米穀取引所、津和野第五十三国立銀行、雲陽物産合資会社、廣瀬廣益合資会社、松江水産(株)、石見物産取扱(株)など。

以上、やや煩雑を顧みず紹介したのは、地方紙の広告欄が情報の交換や伝達の間として重要な役を演じていたことを示唆したかったからである。

明治 26 年の新聞広告料は、「1 行ヨリ 10 行迄 1 行ニ付 1 日分金 2 銭、11 行以上同金 1 銭 8 厘、31 行以上同金 1 銭 5 厘但 5 回以上掲載ノ分ハ定価 1 割引、10 回以上同 2 割引、15 回以上同 3 割引」[26.4.13]であった。明治 27 年 12 月 21 日に「社告 広告料定価改正」が掲載された。

「来る 28 年 1 月より広告料定価を左の如く改正す

15 号活字 22 字詰壹行一日に付 金 5 銭

14 号活字 17 字詰壹行一日に付 金 6 銭 5 厘

12 号活字 11 字詰壹行一日に付 金 10 銭」

4 面左下には広告料金表が毎日掲載されていた。22 字詰めとして「1 行二付 1 日分金 5 銭、11 行以上同金 4 銭 5 厘、31 行以上同金 3 銭 8 厘」。連載の割引率は同じである。2.5 倍への値上げであるが、この料金は明治 29 年を通じて改定されていない。

但し、この広告料が他紙に比べて、また他の物価に比して、高いのか安いのかを知る手立ては今のところ持ち合わせていない。今後の課題にする予定で、ここに記しておいた。

2. 広告における保険

保険会社の広告

山本武利は、明治 20 年代に生保会社が広告に着目し始めたという⁴⁾。確かに、保険会社の広告が地方紙に散見される。明治 27 年の島根県でも他の府県と同じく保険会社の広告が掲載されている。以下はその例である。これらの広告は、社員と医師の来県を伝える短い記事と前後して掲載され、当地での募集期間中は連載されることがあった。内容は広告によってさまざまであるが、「募集広告」では募集の期間と場所の広報が主な内容であった。

「日本生命保険株式会社被保人募集広告」[27.2.13]

「海員生命保険株式会社広告」[27.6.24]

「帝国生命保険株式会社被保人募集広告」[27.7.3]

「被保人募集広告 仏教生命保険株式会社」[27.9.18]

「広告 真宗生命保険株式会社創立の趣旨」[27.10.7]

「広告 山陰生命保険株式会社」[27.10.8,10.27,11.27,12.9]

「緊急広告 共済生命保険合資会社被保人募集」[27.11.9]

「広告 仁壽生命保険合資会社代理店」[27.12.9]

「保険付き商品」の広告

商品広告には「保険」の文字を付したものがあつた。商品の種類は意外に多い。明治 25 年以降の各紙から拾うと、時計、金庫、刃物、銃器、書籍、薬品、家具、食品(醤油、酒)、靴、苗、傘、度量衡器、人造宝石、浮き具、そして「蚕だね」がある。例を挙げる。

「安全保険附度量衡器大勉強」は秤類の広告で、「継続販売ノ特許者ニシテ経験ニ富ミ随テ正確堅牢ナル器物ニ保険ヲ附ス是レ独り弊店ノ特色也」とある。保険の意味は不明である。『香川新報』[27.5.2]には「金属衝器 十ヶ年保険品安価にて販売す」とある。「保険附確實無類奇法大全」は

書籍広告で、内容は死人蘇生法など無数の奇法の紹介である。「保険附」の意味は「記載の事項若しも一法にても無効のときは直に代金御返金の上相当の弁償金を差出す事を誓う」。いい加減で詐欺に近い。『北国新聞』[27.6.4]には「保険附の醤油発売」広告がある。石川県の某が「各醤油産地を巡視して多年辛苦したる功空しからず近頃に至り一種の醸造法を發明せり同法に拠りて造りたる醤油は盛夏酷暑の候といへども微を生ずることなく風味佳良にして衛生上にも有益なり」。これは品質保証である。『大阪朝日』[26.10.13]の「驚くべき一大新發明金百円の保険を附す」は人造宝石の広告で、失敗すれば金百円を払う。保険金でなく違約金である。『山梨日日』[29.4.7]の傘の広告「堅牢保険附流行蝙蝠傘及流行帽子類非常大安売仕候間不相變御愛顧御引立之程奉冀候正札附引なし」。意味不明である。

『徳島日日』[29.11.25]「桑苗保険販売広告」は 1,000 本以上の購入者には「種類及枯損ナキヲ保証仕候」とある。保証付き販売であろう。「専売特許更改案信用浮き器販売広告」という『神戸又新』[26.9.10]の広告では「浮き器を以て航海者の生命を救はんが為め漸次各開港地にて貸与し保険の業をなす…販売貸与元日本帝国海上生命保険館」。『海南新聞』[25.6.8]「収穫保険完全貯蔵改良春蠶種予約製造」は蚕種の広告である。「保険予約蠶種ハ皆健全ニテ原種用ニ適ス若シ微粒子毒其他虚弱性ノ遺伝アルトキハ蠶種代金ヲ返上スルハ勿論収穫保険種ハ蟻量 4 匁ニ付収穫 8 貫目以下ナルトキハ 8 貫目ニ達する迄ノ辨金ヲナスヘシ…」。「辨金」は弁償金の意味であろう。

保険つき広告で多いのは時計で、『山陰新聞』掲載として「保険付時計荷着ニ付非常之大安売之広告」や「日本全国同盟保険附時計販売之広告」がある。後者は 3 段抜き大型広告である。「金銀懐中時計各種」[28.5.14]によると「弊舗販売ノ時計保険中ハ各位ノ御便宜ヲ計り各地組合店及支店ニ於テ無料ニテ丁寧ニ御直シ仕候也」とあり、「保険時計新荷着之広告」[27.9.4]には「弊店販売の時計は保険中狂ひを生ずる時は日本全国各府県にある保険時計販売組何れへ御持参被下候とも無料にて丁寧に修理可仕候 大売捌所 時計商並に直し処」とある。

金庫の広告は各紙に見られる。「保険付金庫」[『熊本新聞』27.05.29]、「火災保険付金庫」[『福岡日日』26.06.01]、「保険金庫」[『香川新報』27.05.02]、「火防戦禦保険金庫」[『山梨日日』27.12.13]、「火災保険金庫広告」[『北国』27.05.20]、「専売特許火盗難保険附変換文字合附金庫」[『巖手日報』32.4.15]、「東京竹内製専売特許火災保険金庫特約販売」[『山陰』28.10.10]。「専売特許火災保険金庫広告」「火災保険附盗震災防禦金庫」の二つは『徳島日日』[29.1.26]に掲載された。これらも火災保険付というより堅牢であるとの品質保証の意味である。

当時、保険付き商品は売られていない。修繕保証や弁償金支払の意味で「保険付」と唱えたか、丈夫で長持ちする商品特性を強調するために「保険」と称した。しかし、正確な意味は分からないまでも、ようやく「保険」という言葉が日常生活に浸透し、ある種のイメージを商品に付加し始めたことがうかがえる。

Ⅲ. 類似保険会社の広告

1. 掲載頻度

公告のみならず各種商品から私事都合まで多彩な広告が新聞に掲載され、地方の重要な情報伝達・交換の場になっていた。ところが、類似保険による広告量が漸増し、最盛期には一日当たり20件以上に達しほぼ全面を埋めた。壯観ともいえるこの紙面に匹敵するのは明治32年『河北新報』だけである。

明治28年2月から同年4月までの間は月間数件程度の類似保険広告が見られた。増え始めたのは5月からである。5月の紙面が残存する27日分のうち19日分に類似保険広告が掲載された。月間合計58件である。6月は紙面が残存する27日分のうち広告が載らなかったのは一日だけであった。月間では72本に微増した。5月と6月では一日当たり2~3件の広告量であった。

7月上旬は従前と同じペースであったが、中旬から急増し始めた。7月16日には12件、18日には10件と初めて二桁の数の広告が掲載された。7月中に広告がゼロであったのは2日と7日の二日間だけで、中旬以後は毎日5、6件が掲載された。月間合計で138件が掲載され、一日当たり5.5件を数えた。なお、6月23日、7月19日、27日には3面下部にも類似保険の広告が載った。それまで3面には少数の公告が時おり載る程度であった。

8月には、紙面が残存する27日分のうち10件超の広告が載った日は22日に及び、類似保険広告が載らない日はなかった。月間合計347件は全広告727件の47.6%を占めた。3面に「広告」が載った日は12日間であった。類似保険広告が大量に増えた結果、3面を侵食した形になった。

9月は紙面が残る24日分のうち一桁の日が一日だけで他は10件を超えた。20件を超えた日も6日間あった。月間合計500件に達し、全広告832件の60.1%を占めた。同月には17日と25日の2回ほど「附録」がついた。2ページ建てで全面広告で埋められた広告特集号であった。17日の附録では合計45件のうち類似関連が17件であった。一方、25日の分では全体の50件に対し類似関連が46件92%を占めた。類似保険会社の広告意欲が新聞社に広告特集の発行に踏み切らせたのであろう。9月に入ると連日広告が3面にはみ出した。類似保険だけでなく一般の広告も多く掲載されている。3面の広告108件中68件(63.0%)が類似保険関連であった。

10月は解散命令が出た22日までを対象にする。紙面が残るのは18日分である。類似保険の広告が20件を超えた日が16回、30件を超えた日が一日あった。18日間で518件が掲載され、全広告803件の64.5%に相当した。一日当たり28.8件である。「附録」は5日分が出された。類似関連127件は全広告165件の77.0%で、紙面の4分の3を類似関連の広告が埋めた。3面では114件中47件(41.2%)が類似関連であった。類似保険の割合が低下したのは、一般の広告用紙面がそれだけ圧迫されたからであろう。

8月から10月に至る3ヶ月間68日分の広告量は広告全体で2,362件、うち類似関連が1,364件であり、60パーセントが類似関連で占められた。一日平均20.1件である。この3ヶ月間に多量の

類似関連広告が出されたことが明らかである。10 月 23 日以後は様相が一変するが、それは続稿で取り上げる。

表 1 類似保険広告の月間掲載件数

年	月	残存日	広告計		本数/日	登記	受領	無関係
28	5	27 日間	58		2.1	10	17	
28	6	27 日間	72		2.7	9	29	
28	7	25 日間	139		5.5	29	46	3(ネット 2)
28	8	26 日間	350/727	48.1%	13.3	54	63	22(ネット 8)
28	9	24 日間	500/832	60.1%	20.8	74	45	41(ネット 23)
28	10	18 日間	518/803	64.5%	28.8	96	77	33(ネット 16)
		147 日間	1,632		11.1	272	273	99(ネット 49)
08~10		68 日間	1,364/2,362	57.7%	20.1	224	185	97

注) 10 月分は同月 22 日までの数字である。

ジャンル別で見ると、商業登記公告、共済金受領広告、合資会社に無関係と宣言する広告、そして開業・営業案内、支店出張所等の開設広告である。8 月から 10 月 22 日までの 3 ヶ月間についてジャンル別の割合をみると、登記公告は 224 件、類似関連広告の 16.4%を占めた。次に共済金受領広告は 185 件 13.6%、合資会社に無関係宣言は 99 件 7.1%であった。これらを合計すると 37.1%であり、その他の項目は 62.9%であった。

明治 26 年半ばから会社関連の「公告」は新聞掲載となった。『山陰新聞』も「登記公告を山陰新聞に掲載する旨の公告」を掲載した[26.6.24]。こうして明治中期に関する会社データの一部は地方紙によって入手することが出来る。島根県の類似保険も同じであった。類似保険会社の最初の公告は「石見義済」の「商業登記広告」[27.2.13]、二回目も同社「松江支店」の登記公告である[27.4.6]。なお、明治 28 年 5 月に「関西義済」へ名称変更されたので、以下では「関西義済」と称する。次に公告を出した会社は約一年後明治 28 年 2 月の「山陰養育」[28.2.26]と「松江共済」[28.2.27]である。これ以後、新設会社の登記広告とともに登記事項の変更を明示する公告も頻繁に掲載されるようになった。別表にみるように、28 年 8 月から 10 月 22 日までに、延べ 224 件の公告が掲載されている。

開業案内や営業案内を出した会社は 118 社であり、島根県の類似保険会社の約半数に当る。開業通知、掛金や営業種目を知らせる営業案内、規約の改正とその内容を通告するもの、そして主義主張を述べるものなど、ほぼ共通の内容である。自分以前の分を模倣しつつ少しずつ変えていくという日本人共通の表現形式に従ってのことであろう。このジャンルは一部を前稿で引用した

ので、公告とともに本稿では触れない。

2. 出張所開業広告

類似保険合資会社による広告の重要なジャンルの一つとして出張所や支店の開設広告がある。最初の会社「石見義済」はすぐに「松江支店」を開設した。その後は明治28年4月に2社(「山陰養育」「石見共益」)、7月に2社(「仁多共済」「山陰共済」)が開設広告を出した。急増し始めたのは8月からで、会社濫設を反映してこの月に10社、9月に18社、10月には24社が出張所を出す旨を広告した。10月22日までで合計56社である。広告の数は複数回を出す例も多いために、合計177件である。

広告の文案はほぼ同じであった。開業間もないにも拘らず幸いに好評を得ており、この際「御加盟諸彦の御便宜を謀り」[28.7.27「山陰共済」]または「本社業務拡張の為」に[28.8.24「榮共済」]出張所や出張店を開設するというものであった。ウソか誠か「弘盛救済」は次のように広告した[28.10.3]。

「各地より続々本社代理店出張所取扱所設立方法請求相成本社深く満足する所なり然れとも本社未だ創業早々に付社務非常に多端を極め一々御厚意に申し難く候に付取敢えず左の地に出張所を設置す執務為致候間続々御加盟あらんことを」。

松江市在の会社は別の地方に、地方在の会社は松江に出張所を置いて進出を図った。最も大きな広告は「木次仁慈互済」[28.9.5]で、代理店2ヶ所、出張所8ヶ所、「地方事務所」1ヶ所、さらに「申込所及び募集員」が10ヶ所であった。同社の本社は大原郡木次町であったが、これらの出張所は11郡1市に及んだ。そして次のように宣言したが、これは珍しい例であった。

「本会社は自今都合に依り前記の代理店出張所事務所若くは申込所募集員の手を経由せざる加盟申込者は一切受理せざる事に決定候間今后加盟諸君は便宜上諸所を経て本社へ申込相成度候但代理店出張所事務所及び申込所募集員なき地方は此限りにあらず」。

なお、この広告では松江市に「申込所及び募集員」計2名が指名されていた。しかし、翌日には「今般業務拡張加盟者諸君の御便利を相はかり」として別人へ「出張処を設け松江地方に係る事務を取扱候」と広告している[28.9.6]。事情は分からない。

中には出張所の名前で規約改正を通知する会社があった。「日本互救杵築出張所」の「添告」がその一例である。

「本社ハ社員ト金銭保管人トノ資格ヲ確信セラレ開設後日尚浅シト雖モ老若ニ不拘掛金満了ノ利益ヲ楽ミ続々諸彦ノ加盟ヲ得已ニ満員ナラントス且ツ払渡金ヲ速ニシ倍本社ノ信用ヲ表セン為メ特ニ其筋ノ認可ヲ得別欄広告ノ通り本日ヨリ来ル30日マテ盟約ノ諸君ニ限り25日以後ニ死亡者アルトキハ互救金全額ヲ払渡スコトナレリ希クハ速ニ御申込アランコトヲ謹告 日本互救合資会社杵築出張所」[28.9.15]。

「普救親愛松江出張所」[28.10.1]や「内国共益合資会社仁万出張所」によるもの[28.8.31]も同じである。後者の広告は美文調である。

「人智の敏狡は社会の進運に随伴するは自然の道理とかや近時諸種の合資会社新陳代謝日一日と其数を増すを覚ふ要するに合資会社の趣旨たる彼我の共益乃ち共同貯蓄を謀るの目的に外ならされは世の加盟者たる者は須く会社の組織の完全と業務担当者の整理確實とを確むるの外に会社の永遠に存続するや否やを鑑る可らず 百年千年経るとても、縁変さぬ松原の、依頼を受けて本店と、加盟人との中島に立て互の便利をば、常次郎して偕今は、加盟者既に二万村に、出張を置いていやましに、社務旺盛を謀るぞかし 明治 28 年 8 月 石見国邇摩郡仁万村 内国共益合資会社仁万出張所 中島常次郎」

一方、出張所を依頼されたので頑張るという広告もある[28.10.1]。

「汎告 当今流行之合資会社双方より出張所或は申込所を御依頼に預り自今一層実直を主として勉強仕候間陸続契約御申込あらんことを尚弊店紹介人御希望の諸君は御来談の上手数料等特約仕候各会社規定の期限 18 日より百日間迄御好次第色々有升 大原郡加茂町 土江栄三郎。どの広告も町村名や番地とともに氏名を書いているから、強ちデタラメであったとは思われない。半面、これだけの数の出張所や代理店が活動し得たか否か、疑問がないわけではない。

3. 共済金受領広告

生保会社の場合

地方紙に時おり生命保険金の受領広告が掲載されている。各地方では加入者数は精々数十人単位であったから、死亡保険金の支払頻度はさほど多くはない。『山陰新聞』には見当たらなかったもので、別の地方紙から例を引いてみる。

「保険金請取広告 故△△儀先キニ帝国生命保険株式会社へ生命保険ヲ託シ爾来保険料 74 円 92 銭払込置シニ不幸ニシテ病死致候ニ付契約保険金 500 円也今般全社七尾代理店主管○○殿ヨリ正ニ領収候也 保険金受取人 親戚 鹿島郡… ××」[『北国新聞』 27.7.11]

「保険金領収広告 △△儀嘗テ生命保険ヲ有隣生命保険株式会社へ契約セシ処今回死亡致候ニ付兼契約ノ保険金 100 円笠岡代理店○○殿ヲ経テ速ニ払渡シ相成正ニ領収セリ依テ此段被保人諸君ニ鳴鳴シ併セテ生命保険ノ必要ヲ江湖ニ紹介ス 明治 31 年 4 月 9 日 岡山県… 受取人 ××」[『山陽新報』 31.04.12]

「稟告 父△△本年 3 月有隣生命保険会社ト契約候処今回死亡ニ付興津代理店○○ノ手ヲ経テ金 200 円速ニ請取候依テ該社ノ確實ナルヲ保証シ保険ノ必要ヲ感シ候間此段広告候也 明治 31 年 11 月 16 日 静岡県… 保険金請取人 ×× 後見人 ××」[『静岡新報』 32.12.19]

「亡△△儀予テ職工生命保険株式会社へ生命保険契約致居候処 7 月 23 日死亡シ本日同会社ヨリ保険金受取タリ依テ茲ニ謝意ヲ表ス 8 月 10 日 甲府市… 長女 ××」[『山梨日日』28.08.13]

現実の保険金受領ほど生命保険の効用をまざまざと感得し得るものはない。狭い地域社会の中では誰かが多額の金員を受け取れば話題的にされたであろう。生保会社もその点に着眼したのであろう。いずれも多額の金銭が手に入ったことを強調している。ちなみに、職工生命の別の契約の保険金支払を『山梨日日新聞』が記事にしている[28.9.18]。

「保険料の払渡 当市工町衡(ハカリ)商吉見長吉は一昨夜病死したるが予ねて職工生命保険会社へ保険を申込みありしたため同会社より同人の妻女へ昨朝金 50 円を払渡したり但し生前同社へ払込みたる金額は昨年 11 月より始まりて僅かに 3 円なりしと」

類似保険の場合

類似保険ははるかに頻繁に共済金受領広告を出した。但し、類似保険の場合には保険金と称することは少なく、それぞれの会社名に関連させて「義済金」[関西義済；石東義済；大和義済]「共済金」[仁多共済；松江共済；栄共済；中国共済]「互救金」[出雲互救]「救済金」[明治救済]等々と称された。本稿では便宜的に「共済金」と称することにする。

表 2 共済金受領広告一会社別

	関西義済	松江共済	仁多共済	出雲互救	その他	合計
27 年中	5	0	0	0	0	5(2.0)
28 年 3 月	2	0	0	0	0	2(0.8)
28 年 4 月	1	0	0	0	1	2(0.8)
28 年 5 月	14	0	1	0	0	15(6.1)
28 年 6 月	9	0	5	0	0	14(5.7)
28 年 7 月	27	6	9	0	1	43(17.5)
28 年 8 月	35	22	8	0	0	67(27.2)
28 年 9 月	5	15	11	5	10	46(18.7)
28 年 10 月	7	7	4	12	26	56(22.8)
合計	103(41.9)	50(20.3)	38(15.4)	17(6.9)	38(15.4)	246(100)

注 1) 28 年 10 月 22 日の解散命令から月末まで合計 17 社。関西義済 13、仁多共済 1、その他 3。

注 2) 合計のうち横の欄は各社別割合を、縦の欄は月別割合を示す。

他県の類似保険会社も受領広告を出したが、島根県の類似保険は宮城県と同じくらい頻繁にまた大掛かりにこの種の広告を出している。明治 27 年から明治 28 年 10 月 22 日までの間に 21 社による計 271 件の広告が見られる。21 社のうち「関西義済」「松江共済」「仁多共済」「出雲互救」の 4 社が最も多くの広告を出しており、4 社計で 84.6%に達した。

200 余社のすべてが上首尾に経営されたのではないであろう。そうした中でこれら 4 社は頑張っていたと見てよいのかも知れない。無論、加入すると多額の共済金を受け取る機会があることを誘引にしたかったのであろう。実際に広告通りに死者が発生し共済金を支払ったかどうかを確認するすべはないが、その点を仮定したうえで、上記 4 社の受領広告を分析する。

関西義済

初めて広告を出したのは「関西義済」である。「関西義済」は明治 27 年 2 月 9 日付けで「石見義済合資会社本店」として、続いて 4 月 6 日付けで「同社松江支店」として登記された。28 年 5 月には「関西義済」へ改名された⁵⁾。さて、明治 28 年 3 月中旬に広告を出し[28.3.17]、「類似の会社連りて起り時に詐謀を以て本会社を中傷せんとする」にも拘らず、「本会社は徳義と正実とを以て永久済世の重任を負い投機的一時の流行に左右せらるるが如き菌生物に無之候」と宣言し、「開業僅かに一年を閲せし今日の現況」を報告した。それによれば、種目別加入者は以下のものである。「此義済金 20 万 7065 円」であった。この数字の真偽はともかく、重複加入が多く実数はかなり少なかったと思われる。

表 3 関西義済の種別加入者数

高等義済契約	831 人
尋常義済契約	710 人
簡易義済契約	926 人
幼稚義済契約	3,599 人
合計	6,071 人

5 月早々、「更ニ互済ノ通儀ヲ拡張シ死後準備金ノ外養老義済及修学義済ノ二種ヲ加」へると伝えた[28.5.2]。6 月には「終身義済法の外就学資義済法を加え学齡児童の教育普及を計らんと」して「尋常小学就学義済、高等小学義済の二種」を加えた[28.6.22]。類似保険会社が尤もらしい種目名を宣伝していることが伺われる。

同社は明治 27 年夏に「吊祭金」の支払と受領を伝える広告 2 件を出した[27.7.11；27.8.8]。9 月には「契約金」の「受領広告」が載った[27.9.25]。明治 28 年 3 月以降は「義済金」と名を変えて断続的に広告を出した。同社加入者による合計 103 件には、7 月中旬以降に現れる再掲分 26 件が含まれたから、ネットは 77 件である。

すべてが「死亡」「死去」「病死」による死者への義済金受領である。死者と受領者の関係が明記されたのは 19 件。死者の身分は「父」「実父」10 件、「母」「実母」5 件、「祖母」2 件、「兄」「叔母」各 1 件、合計 19 件である。これ以外で死者と受領者が同姓であるのは 27 件、殆どは 7 月中

旬以前である。残りの 33 件では姓と受領者の住所が異なる。ほぼ同一地域であるが姓が異なる事例が 24 件、姓も住所(町村以上)も異なる事例が 6 件である。以下は訝しい例である。

【事例 1】安濃郡波根東村の男性について同じ村の 4 名連記の広告がある。2 名は同苗で、他の 2 名は別姓である。受領金額は「終身義済高等甲種尋常簡易幼稚の四種義済金合計 205 円」[28.7.9]。

【事例 2】邑智郡祖式村の女性について同じ村の 2 名が「終身義済幼稚義済金 15 円」と「終身義済簡易義済金 30 円」をそれぞれ受領し、同じ日に別々に広告を出した。2 名とも別姓[28.7.16]。

【事例 3】松江市外中原の女性について同じ町内の 2 名がそれぞれ「幼稚義済金 15 円」を受領したが、広告日が違う上に二人ともに別姓である[28.7.27 ; 28]。

【事例 4】松江市殿町の女性について同じ町内で同姓の 2 名が「終身義済尋常義済金 60 円」と「終身義済幼稚義済金 15 円」を受領したが、広告日が違っていた[28.8.14 ; 16]。

【事例 5】住所不記載の女性について別姓の 3 人がそれぞれ義済金を受領したが、広告日が違っていた。「幼稚義済金 15 円」[28.10.3]、「尋常義済金 60 円」[28.10.6]、「終身義済金高等甲種義済 100 円」[28.10.10]。

広告によれば、共済金の受領は 78 回、内 2 回は金額の表記がない。金額又は支払種目が明示された 76 回をみると、種目と金額の組み合わせは 20 通りに及ぶ。同社の営業種目表が見当たらないので広告文から拾うと、名目は「吊祭金」「契約金」「契約義済金」「義済金」「幼稚義済金」「終身義済幼稚義済金」(以上、各 15 円)「簡易義済金」「終身義済簡易義済金」(以上 30 円)「尋常義済金」「修身義済金」(以上 60 円)「終身義済金高等甲種義済」(100 円)と多彩である。これらが様々な組み合わせられて広告される。例えば「終身義済金 60 円簡易義済金 30 円幼稚義済金 15 円合計 105 円」「終身義済金高等甲種 100 円尋常義済金 60 円簡易義済金 30 円幼稚義済金 15 円四種合計 205 円」のように。

金額の分布は以下の通りである。初期には 15 円の契約が多かったが、次第に高額契約が増えた。他社との競争を意識したのでであろう。支払合計額は 3,745 円、平均額は 49.3 円である。もともと、以上の種目名や金額には、どれほどの正確性があるのか疑わしい。

表 4 関西義済の金額別加入件数

15 円	30 円	45 円	60 円	75 円	100 円	105 円	115 円	190 円	205 円
49 件	4 件	2 件	6 件	1 件	2 件	1 件	2 件	1 件	8 件

松江共済

「松江共済」は島根県で二番目の会社である。明治 28 年 5 月中旬に次のように宣言した[28.5.24]。

「当社は慈善的共済相互の主義を採り極めて可小簡易を旨とし汎く江湖諸彦の寄託を受け老後又は死後の翼望安心を保険する者にして世に所謂生命保険の事業を営むものなり然れども当

社は之を生命保険と云はすして共済法と称ふ是れ当社は他の生命保険会社が其門戸を鎖して拒絶せる老幼の二者を歓迎して之と契約を締結し身体の診査をなさず契約上手数と費用とを省き特に契約人負担の義務軽く其得る所殊に大なることは実に他会社の比にあらさる一種特色の組織なり」。

明らかに類似保険である所以が高らかに宣言されている。ところが、「近来類似の方針たる会社陸續設立せられ」ために「競争的軋轢」の下に置かれた。「嗚呼仁慈なる大方諸君よ諸君投機的世の風潮と流行とに惑うことなく業務の敏捷なると確實とを識認して加盟申込あらんことを切望す」。自らは「投機的」ではないというのである。

「松江共済」の受領広告は 50 件である。最初は 28 年 7 月 6 日付けである。8 月に 22 件、9 月に 15 件が掲載された。再掲分は 20 件、事情不明のものと訂正広告が各 1 件ある。残りの 28 件のうち親族間契約は 8 件(父 3 件、母 2 件、祖父 1 件、祖母 1 件、孫 1 件)。同姓間は 6 件。異姓の契約は 13 件。姓も住所も異なる事例は 1 件。死者は 28 名で、受領者は 32 名である。少なくとも半数は他人の生命についての契約であった。「孫」は珍しい例であるが、病弱の孫の生命を賭けたのであろうか。「松江共済」の共済金は 1 等=100 円、2 等=60 円、3 等=30 円、4 等=15 円である。同社でも重複加入が出来たが、組み合わせは 14 通りになる。そのうち 12 通りが広告に現れる。延べで数えると、1 等 13 件、2 等 13 件、3 等 16 件、4 等 16 件、計 58 件である。合計 2,800 円、平均額 100 円である。これらを見ると、到底「投機的」でないとは唱え難い。

仁多共済

「仁多共済」は「慈善的主義」を以て設立された。方法は他社と同じであるが、特色として「契約の簡便と利益とを主と」すること、つまり「加盟手数料は実に少額の者」であるばかりか、「貧困者にて加盟金を納むる不能ものに対しては会社規則に依り別に契約をなすへし而して被済人より徴収すべき共済金の如きも他の共済会社に於て未だ其比を見ざる僅少の額にして共済金の払渡額は他の共済会社と同一の計算なり…要するに当社は老若に拘はらず之れか契約をなし公平と正確とを以て共済の実を挙げんと欲する者なり」[28.5.23]。同社の種目は別表のようであった[28.9.28]。

「仁多共済」の受領広告は 28 年 5 月に初登場し、6 月以後は数日おきに出された。合計 38 件、再掲は 2 件にすぎない。親族間の契約はなく、同姓間の契約が 20 件。姓の異なる事例は 15 件、姓も住所も異なる事例は 1 件である。死者 36 名に対し受領者は 42 名である。不思議なことに、受領広告では「共済金 15 円」と「同 2 口 30 円」のみが現れる。そして途中から「四等共済金 15 円」と「同 2 口」へ表記が変わる。上の種目表には 15 円の種目は載っていない。

表5 仁多共済の種目表

種別	共済金高	共済掛金		所定限額	共済契約金		特別契約金
		50年以下	50年以上		40年以下	85年以下	
一等	100円	10銭	17銭	75円	1円70銭	2円	1円20銭
二等	60円	6銭	10銭	45円	1円	1円20銭	72銭
三等	30円	3銭	5銭	22円	50銭	55銭	33銭

出雲互救

「出雲互救」の広告は規約変更を伝える広告だけが遺されている[28.7.13]。元の規約が不明であり、内容的にも特記すべきものはない。ただ、興味深い一項が見られる。「本社規則中左の通り更正追加す …但被救人死亡したる時は地方発行の新聞紙へ直に広告すへし」。おそらくは共済金から広告費を控除したのであろう。もっとも、本当に死者が出て支払ったとすれば、であるが。

「出雲互救」の広告は17件で、9月5件、10月12件。再掲は9件、新規は8件。親族間はなく、同じ姓は1件、異なる姓は6件、姓も住所も異なる事例は2件である。死者8名に対し、受領者は11名。金額の分布は「簡易幼稚互救金45円」「高等互救金100円」「高等簡易互救金130円」各1件ずつで、最多は「四種互救金205円」5件であった。他社に比べると高額な契約が多く、同社の場合、投機性がかなり高まっていた。

同社の特徴は「死亡広告」が22件あることである。重複を除き新規は21件である。「出雲互救合資会社被救人松江市外中原秋鹿キン死亡に付加盟諸君に広告す」[28.9.20]に見るように死亡広告は掛金徴収の合図である。それ故、共済金受領の広告が後日掲載される筈であるが、確認できたのは5件のみである。集金に失敗したのか否かは不明である。続柄は親族1件「妻」という珍しい事例である。同姓は1件、異姓は14件、異姓異住所は5件。

その他

他の17社のうち「山陰生命保険」は通常の保険会社であるが、対象期間中に7件の「保険金受領」広告を出している。新規は4件であるが、いずれも同姓である。他社の事例は数は少ないが傾向としては以上の4社と同じである。その中で「明治救済」は興味深い。明治28年10月15日付で、3名の「被済人」の死亡に対し990円を6名に支払った旨の広告である。10月下旬以降にこの種の広告が増える。

「広告 明治救済合資会社被済人

石見国安濃郡波根西村字久手299番屋敷 9月6日死亡甲種 渡邊カメ

出雲国神門郡知井宮村大字知井宮本郷45番屋敷 9月19日死亡乙種 小玉庄助

出雲国神門郡杵築町大字杵築南460番屋敷 9月21日死亡乙種 飯島トミ

右之被済人死亡候に付合計金 990 円本日払渡を受け正に領収致し此段契約人諸君へ謹告す

石見国安濃郡波根西村 甲種一二三等 190 円 受取人大澤文太郎
 乙種壹等 200 円 受取人高橋貞蔵
 同国同郡同村 乙種二等 100 円 受取人伊藤米吉
 同国同郡同村 乙種三四等 100 円 受取人松尾助市
 同国同郡杵築村 乙種壹等 200 円 受取人藤間栄之助
 同国同郡同村 乙種二三四等 200 円 受取人前島市之助

明治 28 年 10 月 10 日 明治救済合資会社契約人各位

金額面では、「仁慈互済」の「互済金」は 19 円 98 銭である。一方「中国共済」では 2 件しかないが、「甲乙丙丁四種共済契金 470 円」「甲乙丙号三種共済共済金 450 円」と高額であった。「石東義済」でも「壹級式級參級四級儀済金 370 円」「第壹級式級參級四級義済金計 370 円」である。

加入月日と死亡月日

加入年月日と死亡年月日の間隔については僅かな例しかない。「石見義済」では二例ある。一例は<明治 27 年 3 月 19 日加入－同年 6 月 27 日死亡>[27.7.11]、もう一例は<27 年 4 月 3 日加入－同年 7 月 30 日死亡>[27.8.8]で、何れも約 3 ヶ月の間隔である。「博愛三益」では<28 年 9 月 9 日加入－9 月 20 日死亡>[28.9.21]であり、11 日後に死亡している。「大和義済」では年月日は不明であるが、「加盟后 7 日を経過して死亡」が 2 例ある[28.10.12;28.10.17]。いずれも死亡が早すぎたようで、支払金額はそれぞれ「義済金高 20 分の 1 の処特約に付 40 分の 1 金 12 円 50 銭」「義済金高 20 分の 1 金 25 円」とされている。広告[28.9.21]によると、「産児養育料死亡祭資料を媒介拋集して契約者へ交付し旁ら本社純益金の幾分を漸次日本赤十字社及本村々税へ寄附し以て報国尽忠の大和魂を涵養するを目的とす」とある。死亡共済は「乙号」と称され、掛金等は表 6 のようであった。

表 6 大和義済の種目表

乙号	祭資料	負担掛金	掛金定限額	契約金
一等	200 円	38 銭	120 円	5 円 40 銭
二等	120 円	23 銭	72 円	3 円 24 銭
三等	60 円	11 銭 5 厘	36 円	1 円 62 銭
四等	30 円	5 銭 8 厘	18 円	81 銭

このときの広告では「乙号被済人は 35 日以内に於て死亡したときは契約金 10 分の 6 を返付す」となっていたが、5 日後[28.9.26]には「本会社の義済方法は被済人生存中同種の被済人死亡し

たるとき掛金をなさしむるの契約を結び其被済契約后 35 日を経て死亡したときは仮令一回の掛金をなさるるも義済金を払渡の法なり」とする一方、「契約締結の翌日より 35 日以内と雖 7 日を経て被済人死亡せし時は義済金高も 20 分の 1 を払渡を法なり」と規定していた。上の二例の取扱いがなぜ異なるのかは不明である。それにしても、規約つまり契約条件が簡単に変わるのは面白い。

受領広告の文面

共済金受領広告は受取人側が広告を出した形になっている。実際には会社が手続きをしたのであろう。文案はほぼ同じである。①死者が出たので②共済金を受領した③については加入者に感謝し④会社が確かであることを請け負うという意味の文言が書き連ねてある。但し、これらの要素がすべて書いているとは限らず、微妙に表現が変わっているところがあり、興が湧くことは否めない。以下、若干の例を挙げてみる。

「楯縫郡平田町高村ヲツ本年 6 月 29 日死亡に付関西義済合資会社松江支店より幼稚義済金 15 円本月 1 日御払渡に相成正に領収致候此段報告候也 出雲国楯縫郡… 義済金受取人 ×× 関西義済合資会社契約人各位」[28.7.6]

「安濃郡波根東村勝部甚六松江市芋町田中茂一郎死去付関西義済合資会社より終身義済高等甲種尋常簡易幼稚の四種義済金合計 205 円御払渡に相成遺族の安全を得候茲に契約人諸氏の芳情を謝し併せて全会社の誠実を表し候 石見国安濃郡波根東村 義済金受取人 清水作市 同上 塚田米作 同上 勝部為次郎 同上 勝部儀右衛門 関西義済合資会社契約人各位」[28.7.9]

「松江市南田実地喜兵衛本月 21 日死亡の旨関西義済合資会社松江支店へ全 23 日届出候処全日幼稚義済金 15 円払渡に相成正に領収致候此段報告候也 出雲国松江市南田 27 番 義済金受取人 坂本利八郎 関西義済合資会社契約人各位」[28.7.25]

「広告 山陰生命保険株式会社被保人須藤栄夫儀過般病死に付ては死後速に保険金を受取り亡霊を慰むるを得たり実には同社取扱方の真実にして且迅速なることは同社が平素揚言する処に脊かざることを認む此段同社被保人諸君に告白す 明治 28 年 8 月 31 日 島根県能義郡廣瀬町 保険金受取人 須藤恒」[28.9.1]

「被済人青戸キヨ 10 月 8 日死亡に付松本合名会社より各種特約義済金額 645 円 40 銭全額本日払渡相受候茲に同社の確実にして敏速なるを表し併て加盟諸君の厚義を謝す 10 月 14 日 義済金受取人 長谷川利左衛門 松本合名会社加盟諸君」[28.10.17]

4. 無縁宣言広告

合資会社に無関係である旨を宣言し広く通知する広告が頻繁に出たことは島根県の特徴である。共済金受領ほど多くはないが、明治 28 年 7 月下旬の 3 件を皮切りに 8 月 22 件、9 月 41 件、10

月 22 日までに 33 件、合計 99 件を数えた。そのうち再掲分を除いたネット数は 47 件である。連名で出した例があり、人数は延べ 80 名。但し、同一人が二度、違う文章で出した例が 2 件(3 名)ある。

最初の広告は明治 28 年 7 月の次の二件であった。一件目は「合資会社に無関係」である旨の決意表明であり、二件目は「脱社広告」と題され、月末[28.07.30]にもう一回掲載されている。

「近来流行の救済主義合資会社に就ては小生毫も関係不致為念の知己諸君に告ぐ」[28.7.23]

「拙者帝国共済合資会社業務担当員に推選致され候処都合に依り脱社仕候此段湖客諸君に謹告す」[28.7.28]。

上の二つは短い文章であるが、その後の広告文はほぼ共通の要素で構成されていた。①合資会社に関係があると②噂をされ③問い合わせがあるなど迷惑しているので④無関係であることを⑤広告するというのである。一例を挙げる。

「拙者共儀或る合資会社に関係有之候由頻りに各地方へ吹聴致候者有之趣に付往々書面を以て御照会又は直に御來談之向有之候処近時流行之合資会社に一切関係無之候間此段廣告候也」[28.08.14]。

文案にはヴァリエーションがある。①関係ありという合資会社については、「或る合資会社」「近時流行の合資会社」「近来流行なる救済的合資会社」「近来当市に創立の〇〇義済合資会社」「近来創設の或る〇〇共済合資会社」「保険類似の合資名流行会社」「近時流行の投機的合資会社」「各合資会社」「佐比売村各字合資会社」など特定の会社名を出さない場合と、特定の会社を名指しする場合があった。後者の例として「仁慈互済」「大和義済」「山陰養育」「島根義済」「安全保救」「皇国義済」「赤名簡易生命保険」「仁愛共済」「邇摩郡宅野村日進愛民」がある。

②誤解を受ける原因に「頻りに」「妄りに」吹聴されること。「拙家何済会社株主云々風説」を流され、「流行の共済会社の隠れ怪員とか何とか蚊とか評判致す」「或る感情より世人の憶測を以て生等に関係有之様唱道する」「誘説者各地に於て拙者の関係を披露し以て加盟者を募り候」と名を利用され、同じく「拙者家事の都合に依り先に村長辞任致し候処所々続々会社開設に付ては拙者義も右等会社々員の関係ある由荐りに吹聴するもの有之候」「近来某会社の誘説者小生を以て黒幕社員とか詐称し加盟誘導致居候」「関係有之旨大に吹聴し募集誘引致候者有」。

もっと重要な関与の仕方を云々される時があった。例えば「創業者」との流説を否定する例。「近来世間往々拙者に於て(共済、救済)合資会社の類創業するものの如く流説を信じ続々其実否の照会且規則書用紙等の請求せらるる向も有之候処右は全く事実無根にして該業の比には毫も関係無之候間爾後当路者に於て斯る浮説に迷ふこと勿れ此段為念廣告す」[28.8.24]。「社長ではない」との広告。「或地方より新に創業するに付名義程にても宜しければ是非に社長と為り呉れよと依頼し来る者さへ有之甚以て迷惑仕候」[28.9.1]。

③受ける迷惑として「往々其実否御照会の向も有之候」「規則等御尋に相成向有之」「関係の有

無御問合の向も有之」「往々照会の向も有之実に迷惑不少候」など。雇ってくれとの申込もあった。「匿名社長と伝[?]説する者往々有之既に雇人の申込をなしたる者も有之」[28.8.27]。

④断固否定せねばならない。「全く事実無根にして該業の比には毫も関係無之候」「察するに誘説者か自己の便利の爲め濫りに姓名を詐用したるもの」「小生に於ては濡手握粟の考を有せざるを以て凡ての合資会社に毫頭も関係無之候」「拙者等に於ては其主義採らざる処にして毫も関係無之候」「該会社之主義最も執らざる処」「毫も社員には無之候」などと。

⑤かくして広告した旨が表明される。中には「事実無根なることを証する爲め分家一同の連名を以て此段広告候也」があり、5名の分家の名を添付している。広告が一度では足りず、「前々広告致置きたるが如く」と二度目を出したものがいる。何日か続けて出す場合も数例あり、5日間が最大であった。

⑥無関係の所以を説明するために、他に重要な家業があると述べたものがいた。「今◇の時勢戦捷版図を増加し殖産業の普及を図るは焦眉の急務に付専意斯業に努力し国家の爲め微衷を尽すの精神に有之」「小生は別に経営事業の有る在り一時流行熱に侵されて前途の如何をも◇◇さるか如き軽忽者にては無之候」「毫も関係不仕候且又所有之雲陽館は去る7月中天神町寺津御料理店に御渡候に付該業は勿論席借等の義に就ても借主へ御申込可被下此段併せて広告候也」。

なお、「弊村にも同様の会社続々開設有之候」「本村にも同様の会社開設」「附たり爾後当町に於て同種類の会社相興候も本文同様に付此旨予告致置候」という文章からは村の競争状態がうかがえる。ちなみに合資会社間で紛らわしい事例があった。「緊急広告 弘盛救済合資会社々長山本啓三郎君と拙者と全姓なるを以て全氏に關係あるやの御照会も屢有之候処拙者に於ては全氏に毫も關係無之候此段広告す 神門共救合資会社 社長 山本常三郎」[28.10.22]。「來待義済合資会社々員に拙者と全姓全名之人有之候に就ては拙者か全会社に關係有之様誤認之方も少からざる様聞及ひ候処拙者は当時流行合資会社には毫末も關係一切無きに就き為念広告す 明治28年10月 出雲国宍道町 土江源太郎」[28.10.19]。

以下は付けたりで面白そうな例である。「流行合資会社及び紛怪社に一切關係無之此段広告す」[28.10.9]では「紛会社」では、「紛」は誤植ではなく、「まぎらわしい」「小さい物が入り乱れた状態。混乱。紛糾」の意味である。何となく分かるではないか。「怪社」という表現は他にも見られる。

これらの広告は、類似会社の創立や経営に引っ張り出されそうになった人や密かに名前を利用された人が数多くいたことを暗示する。これらの人々は、地方の名士や名望家、あるいは資産家が多かったことであろう。何らかのエネルギーに駆られて訳の分からぬ事業に乗り出した人々には大いに利用価値があると思われたのであろう。もっとも、名士や資産家が直に乗り出した事例も少なくなかったと思われる。

IV. まとめ

本稿の対象とする明治 20 年代後半には、多彩な内容の新聞広告が掲載されていた。新聞の広告欄は、地方の重要な情報伝達・交換の場であった。ところが、明治 28 年夏に、広告欄のほぼ全面を占める勢いで類似保険会社が広告を出した。

類似保険会社が広告を頻繁に掲載した点で、明治 32 年宮城県の『河北新報』と島根県の『山陰新聞』が双璧である。他の府県でも同様の広告例は見られるが、これほど多量ではなかった。両県で、なぜ、そうなったのかは分からない。一つには会社数が両県で圧倒的に多かったことが挙げられるが、会社の乱設自体、未だ説明し得るだけの材料と仮説はない。

もう一つ、会社乱設と多量の広告の背景に何らかの文化的要因が作用していたとみることができ。例えば「競争意識」である。『河北新報』[33.3.4]は、明治 32 年における宮城県下の小銀行乱設の原因を指摘しているが、その第二点に「地方的感情より来りたる者にて甲地に於て銀行の設立されたるに乙地に於て銀行なきは恥辱なりだとの観念より乙地に於ても設立する者」という地方間の競争意識を挙げ、第三点に「個人的若くは党派的権勢の競争より来りたるものにて一地方一町村に於て多数銀行の設立さるるは概ね此種に属せり」という点を挙げている。後者は「クラスト間競争」⁶⁾と呼ばれる競争意識である。

隣の村で誰某が始めたとか、同じ村の資産家がやっているといった意識から会社を設立し広告を出す。そして広告の形式や内容について、先行者のものを模倣する一方、ささやかな修正を加えるという行動様式があったのではないか。共済金受領広告は典型例である。事の性質上、同じ文面にしかなりようがないが、その中で何か特色らしきものを出そうと努めているように見える。

新聞広告から類似保険の特徴が抽出される。例えば共済金受領広告は、加入すれば少額の掛金で多額の共済金が得られることを強調し、もって勧誘に役立てたのであろう。生保会社も同種の広告を出していたが、頻度の点で類似保険よりはるかに少ない。これは当然で、生保と類似保険の事業内容が正反対になるからである。この点は、加入年月日と死亡年月日の間隔の長さによって知ることができる。島根県についてはこれを示す例は僅かであるが、愛媛県の類似保険についての拙稿を併せ参照されたい⁷⁾。また、加入者と共済金受領者の姓が異なる例が多いことも、類似保険の事業が生命賭博に等しいことを示している。

会社に無縁であることを宣言し広く通知する広告は、勝手に名前を利用されたり、逆に関係ありと誤解される例が多かったことを示唆する。

出張所や代理店開設広告は、加入人数の強調と同様に、実際に活動していることを強調して信用を博したかったのであろう。登記広告は公的な行為であることを強調し、同じ効果を期待したと思われる。

最後に、類似保険会社は多量の広告を出し、多額の広告費を支払ったことであろう。一方、新聞社は類似保険会社から広告費を得るだけでなく、3 面の広告増や増刊ページの分だけ収入を増

やした。他方、本文の記事の中では類似保険を揶揄したり批判している。この点は『河北新報』も同じで、新聞の本文と広告欄とで類似保険の扱いが違っていたことは、印象的である。

文献および注

- 1) 田村祐一郎：「明治 28 年島根県の『婆々講』事件について(1)－明治期における類似保険の実態(3-1)」『流通科学大学論集－経済・経営情報編』16-2,2008.1,pp.1-18
- 2) 山本武利：『広告の社会史』法政大学出版局,1984,p.28 によれば、明治 20 年代に「三大広告主」である化粧品・書籍・売薬が勢ぞろいした。対象期間中の『山陰新聞』では化粧品の広告は余り見ない。
- 3) 同上,p.31 によれば、明治 20 年第 1 回総選挙のときから、各紙に候補者や推薦者の名前の載った選挙広告が登場した。
- 4) 同上,p.30
- 5) 前掲拙稿,pp.4-5
- 6) 林周二：『経営と文化』中公新書,1984,p.93 以下
- 7) 田村祐一郎：「明治 26 年愛媛県の類似保険会社－明治期における類似保険の実態(2-4)」『流通科学大学論集－経済・経営情報編』15-3,2007.3